

国立大学法人福島大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成17年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

国立大学法人福島大学役員給与規則により、本給の額については、必要と認める場合にはその者の職務経験及び業績等を勘案して決定することができる。
また、期末特別手当の額については、国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果及びその者の業績に応じ、その額の100分の10の範囲内で増額又は減額することができる。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	・寒冷地手当について、一括支給から月額支給(11月～3月)に改定した。 ・18年3月分本給月額について、1,069千円から1,065千円へ引下げを行った。
理事	・寒冷地手当について、一括支給から月額支給(11月～3月)に改定した。 ・18年3月分本給月額について、783千円から780千円へ引下げを行った。
理事(非常勤)	該当者なし
監事	該当者なし
監事(非常勤)	改定なし

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成17年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
		報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任
法人の長	千円 18,020	千円 12,824	千円 5,115	千円 81 (寒冷地手当)		
理事 (4人)	千円 53,238	千円 37,572	千円 14,986	千円 354 (通勤手当) 326 (寒冷地手当)		
理事 (非常勤) (人)	千円	千円	千円	千円 ()		
監事 (人)	千円	千円	千円	千円 ()		
監事 (非常勤) (2人)	千円 2,160	千円 2,160	千円	千円 ()		

3 役員の退職手当の支給状況 (平成17年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額 (総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘 要
法人の長	千円	年	月			該当者なし
理事	千円	年	月			該当者なし
理事 (非常勤)	千円	年	月			該当者なし
監事	千円	年	月			該当者なし
監事 (非常勤)	千円	年	月			該当者なし

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

事務の簡素化・合理化を図り、経費抑制を行っていく
他、中期目標・計画に従い効率化を図りながら、人件費
の削減に努めている。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の給与水準を充分考慮し、給与法等関係
法令の改正、法人の収支状況、社会情勢等を斟酌の
上、行うこととしている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

昇給、特別昇給、昇格の実施及び勤勉手当の成績率
の判定にあたっては、勤務評定の結果等を踏まえた勤
務成績を考慮している。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当 (査定分)	基準日(6月1日・12月1日)以前6箇月以内の勤務期間における、勤務評定の結果等 を踏まえた勤務成績に応じて決定される支給割合(成績率)に基づき支給される。
本給月額 (昇 給)	勤務評定の結果等を踏まえ、一定期間を良好な成績で勤務したときに、1号給上位 の号給に昇給させることができる。
本給月額 (特別昇給)	勤務評定の結果等を踏まえ、勤務成績が特に良好である場合、通常の昇給期間を 短縮し、若しくは上位の号給に昇給させることができる。
本給月額 (昇 格)	勤務成績が良好で、かつ昇格基準に達している場合、その者の資格に応じて、1級 上位の級に昇格させることができる。

ウ 平成17年度における給与制度の主な改正点

・寒冷地手当の支給方法を、一括支給から月額支給(11
月～3月)に改定した。
・超過勤務手当で措置していた入試業務について、入試
区分及び業務区分に応じた単価を設定(DNC試験監督
10,000円、一般選抜試験監督3,000円等)し、入試手当
を新設した。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成17年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	
					うち通勤手当	
常勤職員	人 449	歳 44.9	千円 7,647	千円 5,544	千円 86	千円 2,103
事務・技術	人 131	歳 41.6	千円 5,569	千円 4,099	千円 93	千円 1,470
教育職種 (大学教員)	人 237	歳 48.5	千円 9,115	千円 6,535	千円 92	千円 2,580
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
技能・労務職種	人 3	歳 57.8	千円 5,842	千円 4,297	千円 102	千円 1,545
教育職種 (附属高校教員等)	人 21	歳 39.0	千円 7,044	千円 5,259	千円 60	千円 1,785
教育職種 (附属義務教育諸学校教員等)	人 53	歳 37.8	千円 6,607	千円 4,906	千円 52	千円 1,701
教育職種 (外国人教師等)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
その他医療職種 (医療技術職員)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
その他医療職種 (看護師)	人 2	歳	千円	千円	千円	千円

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:「教育職種(附属高校教員等)」には、附属養護学校教員を含む。

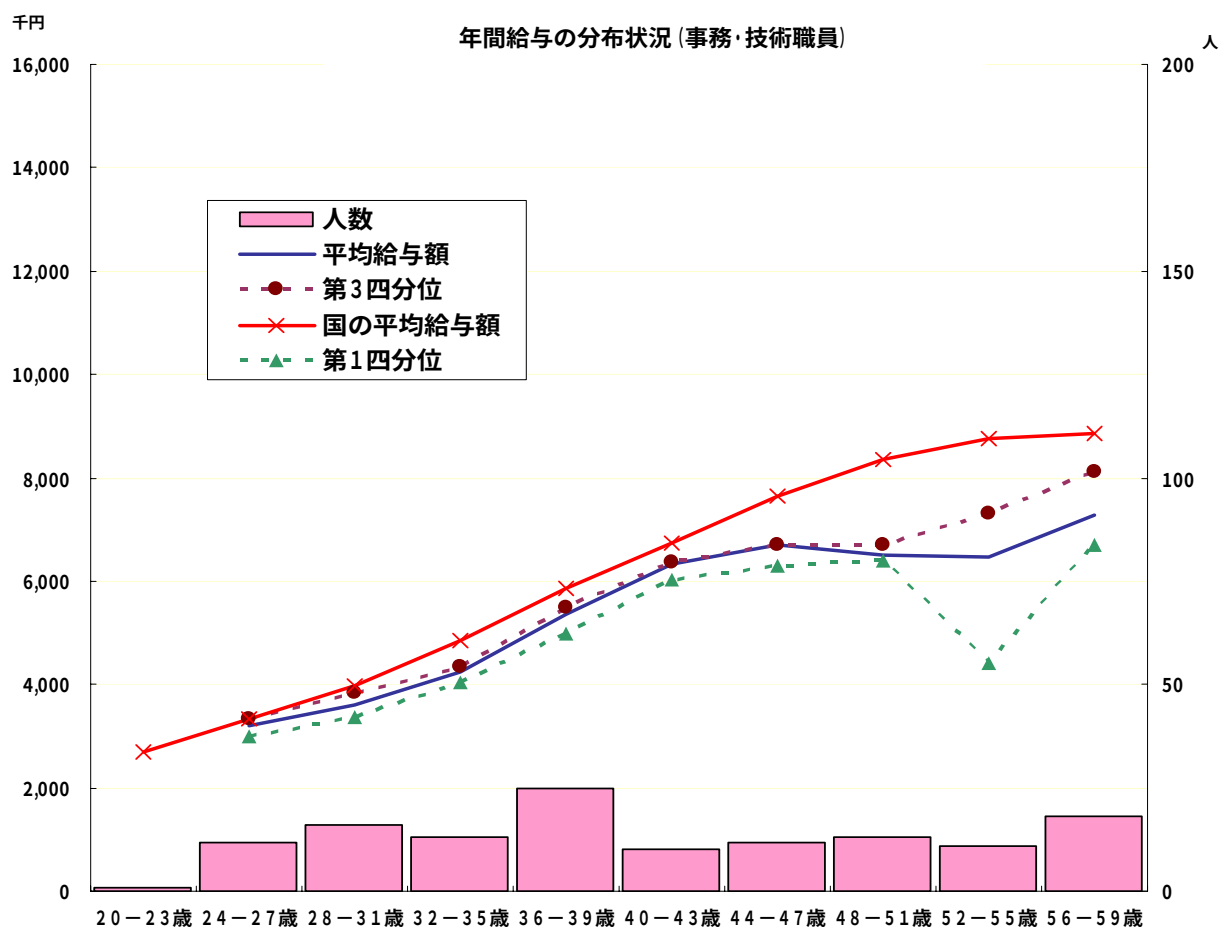
注3:「教育職種(附属義務教育諸学校教員等)」には、附属幼稚園教員を含む。

注4:常勤職員の教育職種(外国人教師等)及びその他医療職種(医療技術職員)については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

注5:常勤職員のその他医療職種(看護師)については、該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

注6:在外職員、任期付職員、再任用職員、非常勤職員については、該当者がいないため表を省略した。

- ② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕



注1: ①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

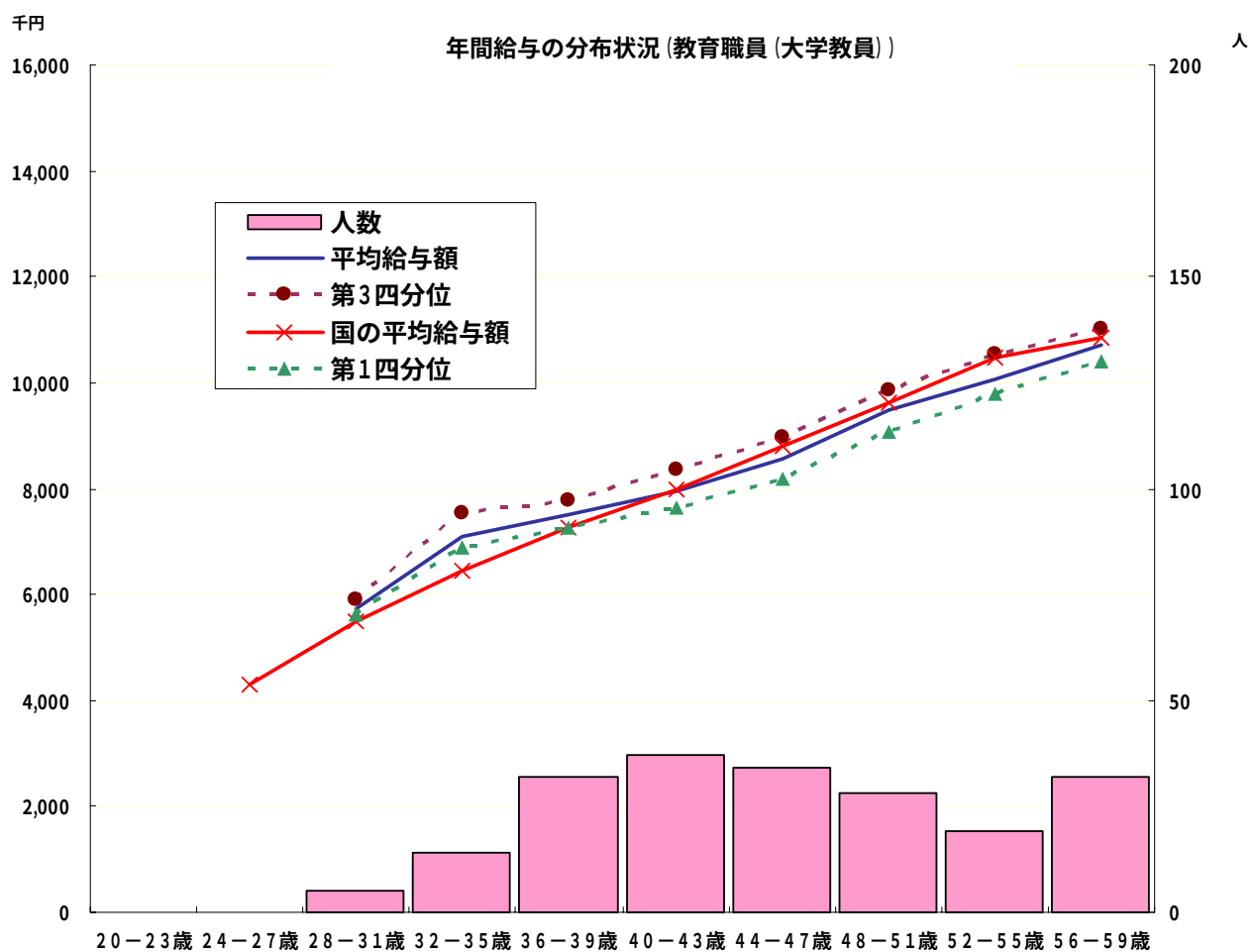
注2: 年齢20～23歳の該当者は2名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
課長	11	53.4	7,869	8,483	9,228
課長補佐	13	55.4	7,121	7,245	7,402
係長	48	44.7	5,485	6,085	6,586
主任	18	37.4	4,469	4,931	5,349
係員	41	32.4	3,263	3,636	4,139

注1: 「分布状況を示すグループ」には、代表的職員のみを記載した。

注2: 「課長」には、課長相当職である「事務長」を含む。



(教育職員 (大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
教授	132	55.1	9,337	10,124	10,701
助教授	100	40.3	7,364	7,718	8,180
講師	2	—	—	—	—
助手	3	42.8	—	6,232	—

注1: 講師の該当者は2名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

注2: 助手の該当者は3名のため、第1・第3分位については記載していない。

③ 職級別在職状況等 (平成18年4月1日現在)

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		係員	主任 係員	係長、専門 職員、主任	課長補佐、室 長、専門員、係 長、専門職員	課長、事務長、 課長補佐、室 長、専門員	課長 事務長
人員 (割合)	131人 ()	17人 (13.0%)	29人 (22.1%)	58人 (44.3%)	11人 (8.4%)	11人 (8.4%)	5人 (3.8%)
年齢(最高 ～最低)		29 ～ 22	56 ～ 28	58 ～ 35	58 ～ 50	59 ～ 39	58 ～ 43
所定内給 与年額(最 高～最低)		2,597 ～ 1,901 千円	3,550 ～ 2,399 千円	5,131 ～ 3,215 千円	5,653 ～ 4,763 千円	6,497 ～ 5,122 千円	7,159 ～ 5,913 千円
年間給与 額(最高～ 最低)		3,446 ～ 2,595 千円	4,775 ～ 3,286 千円	6,950 ～ 4,469 千円	7,754 ～ 6,664 千円	8,726 ～ 7,164 千円	9,701 ～ 8,121 千円

区分	計	7級	8級	9級
標準的な職位		課長 事務長	事務局長	事務局長
人員 (割合)	0人 (0%)	0人 (0%)	0人 (0%)	0人 (0%)
年齢(最高 ～最低)		～	～	～
所定内給 与年額(最 高～最低)		～ 千円	～ 千円	～ 千円
年間給与 額(最高～ 最低)		～ 千円	～ 千円	～ 千円

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		教務職員	助手、講師 助教授	講師 助教授	助教授	教授
人員 (割合)	237人 ()	0人 (0%)	3人 (1.3%)	4人 (1.7%)	98人 (41.4%)	132人 (55.7%)
年齢(最高 ～最低)		～	50 ～ 34	30 ～ 29	64 ～ 31	64 ～ 42
所定内給 与年額(最 高～最低)		～ 千円	4,685 ～ 4,259 千円	4,459 ～ 3,887 千円	6,480 ～ 4,153 千円	9,531 ～ 5,296 千円
年間給与 額(最高～ 最低)		～ 千円	6,459 ～ 5,855 千円	6,046 ～ 5,333 千円	8,997 ～ 5,761 千円	13,087 ～ 7,456 千円

④ 賞与(平成17年度)における査定部分の比率

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 66.7	% 70.1	% 68.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 33.3	% 29.9	% 31.5
	最高～最低	% 36.4～31.2	% 30.4～29.3	% 33.4～30.2
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 66.1	% 69.5	% 67.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 33.9	% 30.5	% 32.1
	最高～最低	% 36.4～31.3	% 33.3～28.3	% 33.3～29.8

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 66.9	% 69.4	% 68.2
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 33.1	% 30.6	% 31.8
	最高～最低	% 36.0～32.0	% 33.3～29.2	% 33.3～30.6
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 66.2	% 69.4	% 67.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 33.8	% 30.6	% 32.1
	最高～最低	% 42.4～32.0	% 38.7～29.0	% 40.5～30.5

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

対国家公務員(行政職(一))

85.5

対他の国立大学法人等(事務・技術職員)

97.2

対国家公務員(旧教育職(一))

99.6

対他の国立大学法人等(教育職員(大学教員))

98.2

注1: 当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

注2: 教育職員(大学教員)の対国家公務員の指数は、比較対象の国家公務員が少数のため、国立大学法人等の法人化直前(平成15年度)の教育職俸給表(一)適用職員の給与水準を国の給与水準として算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

特になし

III 総人件費について

区 分	当年度 (平成17年度)	前年度 (平成16年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成16年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 3,852,999	千円 3,720,555	千円 (%) 132,444 (3.6)	千円 (%) 132,444 (3.6)
退職手当支給額 (B)	千円 255,265	千円 280,719	千円 (%) △ 25,454 (△9.1)	千円 (%) △ 25,454 (△9.1)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 183,204	千円 183,780	千円 (%) △ 576 (△0.3)	千円 (%) △ 576 (△0.3)
福利厚生費 (D)	千円 493,260	千円 471,610	千円 (%) 21,650 (4.6)	千円 (%) 21,650 (4.6)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 4,784,730	千円 4,656,666	千円 (%) 128,064 (2.8)	千円 (%) 128,064 (2.8)

注1:「非常勤役職員等給与」においては、共同研究費、受託事業費により雇用される職員に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

- ・共生システム理工学類設置に伴う教員の採用等により、「給与、報酬等支給総額」が対前年度比132,444千円の増。
- ・上記理由の他、教職員の増に伴う社会保険料事業主負担分や、定期健康診断等の所要額の増により、「最広義人件費」が対前年度比128,064千円の増。
- ・事務の簡素化等により、管理的経費の抑制を図るとともに、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。
- ・総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。
- ・基準年度(平成17年度)「給与、報酬等支給総額」は3,852,999千円、「人件費予算相当額」は3,930,691千円である。

IV 法人が必要と認める事項 特になし